

令和3年5月17日招集

第3回若桜町議会臨時会会議録

(令和3年5月17日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第35号 専決第1号	専決処分の承認について 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第8号）	原案承認
2	議案第36号 専決第2号	専決処分の承認について 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算 （第4号）	原案承認
3	議案第37号 専決第3号	専決処分の承認について 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算 （第4号）	原案承認
4	議案第38号 専決第4号	専決処分の承認について 若桜町税条例等の一部改正について	原案承認
5	議案第39号	若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に ついて	原案可決
6	議案第40号	若桜町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決

令和3年第3回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和3年5月17日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応 招 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	梶 原 明	6 番	前 住 孝 行
	2 番	青 木 一 憲	7 番	中 尾 理 明
	3 番	山 根 政 彦	8 番	山 本 晴 隆
	4 番	山 本 安 雄	9 番	川 上 守
	5 番	小 林 誠		
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	税 務 課 長	前田 弥生
	総 務 課 長	藤原 祐二	町民福祉課長	上川 恭子
	地域整備課長	竹本 英樹	農山村整備課長	中島 毅彦

会議の顛末

本会議（5月17日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和3年第3回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において山本安雄議員、小林誠議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第35号 専決処分の承認について 専決第1号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第8号）、議案第36号 専決処分の承認について 専決第2号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第37号 専決処分の承認について 専決第3号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

気温も上がり、日によっては夏のような暑

さを感じる季節になって参りました。これからは、梅雨や豪雨といった出水期の季節になって参ります。新型コロナウイルスのみならず、出水期の対策にも備えていかなければならないと思うところでございます。

また、3月にわかさこども園と若桜学園の卒園式・卒業式、4月には入園式・入学式を縮小されながらも無事に行うことができました。巣立っていく子どもたちがいれば、胸を弾ませて新たな世界に足を踏み入れる子どもたちもおり、春という季節は何となく心が浮き立つものでございます。

しかし、新型コロナウイルスの関係では、4月5日には宮城県、大阪府、兵庫県に「まん延防止等重点措置」が適用され、その後5月9日には8道県に広がりました。また、4月25日に東京、京都、大阪、兵庫の4都府県に「緊急事態宣言」が発令され、5月12日からは愛知県、福岡県も追加され、6都府県に拡大され、さらに16日から3道県が追加されたところでございます。

また、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発令のない地域においても、軒並み感染者が増加している現状でございます。

新型コロナで疲弊している状況から、元の生活に早く戻していくことが急務であると考え次第でございます。

さて、本日ここに、令和3年第3回若桜町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和2年度専決処分及び諸議案のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げる次第でございます。

本町において4月19日から始まった65歳以上の高齢者へのワクチン接種は、1100人程度の方が1回目の事前予約を申し込まれ、高齢者の約75%の方が接種を受けられる運びとなりました。

ワクチン接種が一定程度進めば、感染拡大も抑えられると思われませんが、ワクチンの供給や接種率を上げること、さらには変異株の

対策等、課題は山積しております。

そのような中、ゴールデンウィーク中には、氷ノ山のキャンプ場などにも多くの県外客が予約申し込みされていたということもあり、4月23日に行われた、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、対策等の点検や徹底を私から直接発言させていただいたところでございます。

本県においては、ゴールデンウィーク時の感染は、ある程度抑えられたものと考えておりますが、体調に異変を感じられたら、無理をせずに、かかりつけ医に相談していただくことが必要だと思っております。

今一度、町民の皆様には、基本的な感染対策の徹底をお願いし、町民の皆様が健康で普段どおりの生活を取り戻せるよう、町としてもできることは最優先でやっていきたいと思っておりますので、ご理解・ご協力をいただければと思います。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第35号、議案第36号及び議案第37号の、専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第35号 専決第1号の、令和2年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に255万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億7,033万円とするものでございます。

また、第2条の繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」、第3条の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

地方交付税では、特別交付税の額の確定に

より、888万4千円増額いたしました。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の交付決定にともない、82万5千円増額いたしました。

県支出金では、がんばる地域プラン事業費補助金の額の確定にともない、331万3千円減額しております。

財産収入では、森林整備促進基金利子として1千円追加いたしました。

繰入金では、歳入歳出額の調整のため、財政調整基金繰入金を514万3千円減額しております。

町債では、事業費の実績見込みに伴い、過疎対策事業債を130万円増額いたしました。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。

衛生費では、令和元年度感染症予防事業費国庫負担金の額の確定に伴う返還金として8万8千円、新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康管理システムの改修費用として82万5千円を、また、簡易水道事業特別会計の財源不足を補うため、繰出金として1,092万4千円、総額1,183万7千円を増額いたしました。

農林水産業費では、がんばる地域プラン事業の実績見込みに伴い880万3千円を減額するとともに、森林整備促進基金積立金を2千円増額し、総額880万1千円減額しております。

土木費では、公共下水道事業特別会計の実績見込みに伴い、繰出金を48万1千円減額いたしました。

続きまして、議案第36号 専決第2号の令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から2,388万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,828万2千円とするものでございます。

また、第2条の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

事業収入では、水道使用料の収入見込みにより、現年度分・滞納分合わせて594万2千円を減額いたしました。

国庫支出金では、事業費の実績見込みにより、1,314万8千円減額いたしました。

繰入金では、本会計の財源不足を補うため、1,092万4千円増額しております。

諸収入及び町債では、事業費の実績見込みにより、それぞれ91万5千円、1,480万円減額いたしました。

次に、歳出の概要についてご説明いたします。簡易水道施設費では、実績見込みに伴い、維持修繕費261万4千円、拡張改良事業費2,126万7千円をそれぞれ減額いたしました。

続きまして、議案第37号 専決第3号の令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から1,001万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,334万1千円とするものでございます。

また、第2条の繰越明許費は、「第2表 繰越明許費」、第3条の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

この度の補正の概要は、歳入においては、当該事業の財源である国庫支出金、繰入金及び町債をそれぞれ603万3千円、48万1千円、350万円減額し、歳出において、事業の実績見込みにより、公共下水道整備事業費を1,001万4千円減額しております。

以上、ご報告申し上げます。ご承認のほどよろしく願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

議案第35号 専決処分の承認について 専決第1号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第8号）について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第35号 専決処分の承認について 専決第1号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

これより討論に入ります。

議案第36号 専決処分の承認について 専決第2号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第36号 専決処分の承認について 専決第2号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

これより討論に入ります。

議案第37号 専決処分の承認について 専

決第3号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第37号 専決処分の承認について 専決第3号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

日程第4

議案第38号 専決処分の承認について 専決第4号 若桜町税条例等の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第38号の専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第38号 専決第4号の若桜町税条例等の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、若桜町税条例の町民税、固定資産税、軽自動車税に関する規定並びに令和2年の一部改正条例について、所要の改正を行うものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほ

どよろしく願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第38号 専決処分の承認について 専決第4号 若桜町税条例等の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

日程第5

議案第39号 若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第39号 若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方税関係書類のうち、納税者等に押印を求めているものについて原則押印不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第39号 若桜町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第40号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第40号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、でございますが、これは、本町の国民健康保険税の賦課方式を、現行の4方式から資産割を廃止し、「所得割」、「均等割」、「平等割」とする3方式に変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第40号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回若桜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

午前 9時48分 閉会